

## 自動体外式除細動器賃貸借 仕様書

- 1 件名  
自動体外式除細動器（以下「AED」という。）賃貸借
- 2 台数  
12台
- 3 配置場所  
別紙
- 4 賃貸借期限  
令和8年8月1日から令和13年7月31日までの60ヵ月とする。
- 5 AEDの機器仕様詳細  
AED本体
  - (1) 医療機器具（除細動器）として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき厚生労働大臣の承認を受けていること。
  - (2) AED本体、付属品及び消耗品は新品であること。
  - (3) 納入時時点で最新のJRC蘇生ガイドラインに準拠した機器であること。
  - (4) 二相性除細動器であること。
  - (5) 未就学児／小学生～大人モードの切替ができること。
  - (6) AED使用時の心電図データ等が保存可能な媒体を標準装備すること。
  - (7) 保存された心電図データ等が当消防組合保有の情報機器等（ノートパソコン「OS：Windows10以降」）に取り込みができること。
  - (8) 防塵・防水性においてIEC規格IP55以上の性能を有していること。
  - (9) 電極パッド貼付後に、傷病者の心電図波形を目視で確認できる液晶画面を有すること。
  - (10) 電気ショックが必要と判断した後、心電図波形の変化による電気ショックが不要となった場合に自動でキャンセル機能を有すること。
  - (11) AEDの操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能を有すること。
  - (12) 使用する電極パッドは半自動除細動器TEC-2603と互換性があること。
- 6 その他
  - (1) AEDの異常、電極パッド又はバッテリーの使用に関して、通年24時間体制で対応し、常にAEDが使用できる状態を維持すること。
  - (2) 費消及び交換する電極パッドとバッテリー等はすべて本契約に含まれること。
  - (3) AED本体に関する全てにキャリングバックと予備パッドを有すること。

## 賃貸借AED管理一覧表

令和8年8月1日から令和13年7月31日

	配置場所	お客様コード (契約コード)	機器管理番号
1	消防本部 門真市殿島町 7-1		
2	守口本署 守口市京阪本通 2-13-9		
3	門真本署 門真市殿島町 7-1		
4	南部出張所 門真市千石西町 10-16		
5	11号車 守口市京阪本通 2-13-9		
6	12号車 守口市京阪本通 2-13-9		
7	21号車 守口市京阪本通 2-13-9		
8	31号車 守口市金田町 1-37-19		
9	51号車 門真市殿島町 7-1		
10	52号車 門真市殿島町 7-1		

11	61号車 門真市上野口町 8-10		
12	71号車 門真市千石西町 10-16		